# 徳島県の対応方針

令和2年3月5日版

~新型コロナウイルス感染症についての相談、検査や治療の流れ~

### 発熱等の風邪症状がある方 <受診相談の目安は次頁を御覧ください>

まず、「かかりつけ医」や お近くの「医療機関」に 電話相談をお願いします。 次のような方は「帰国者・接触者相談 センター」へ電話相談してください。

- · 流行地(中華人民共和国湖北省·浙江 省、大韓民国大邱広域市·慶尚北道清 道郡)とのつながりがある方
- 職場や旅行先等の関係で、新型コロナ ウイルス感染の不安がある方

「かかりつけ医」や お近くの「医療機関」の指示 に従い、マスクを着用し、 受診してください。

相談

帰国者・接触者相談センター

感染が疑われる 場合

感染が疑わ れる場合

れない場合

- ① 鑑別検査を実施。
- ② 疑似症の発生届提出、入院勧告、 検体採取。
- ③ 保健所が検体搬送し、保健製薬 環境センターでPCR検査を実施。
- ④ PCR検査で陽性確定、感染症指定 医療機関にて、入院治療

感染が疑われる場合は、 「帰国者・接触者外来」と受診 調整しますので、保健所の 指示に従ってください。

PCR検査で「陽性反応」の結果が出た場合 「感染症指定医療機関」(4病院、23床)において入院治療

徳島県保健福祉部健康づくU課 感染症・疾病対策室

このような方はご注意ください

<受診相談の目安>

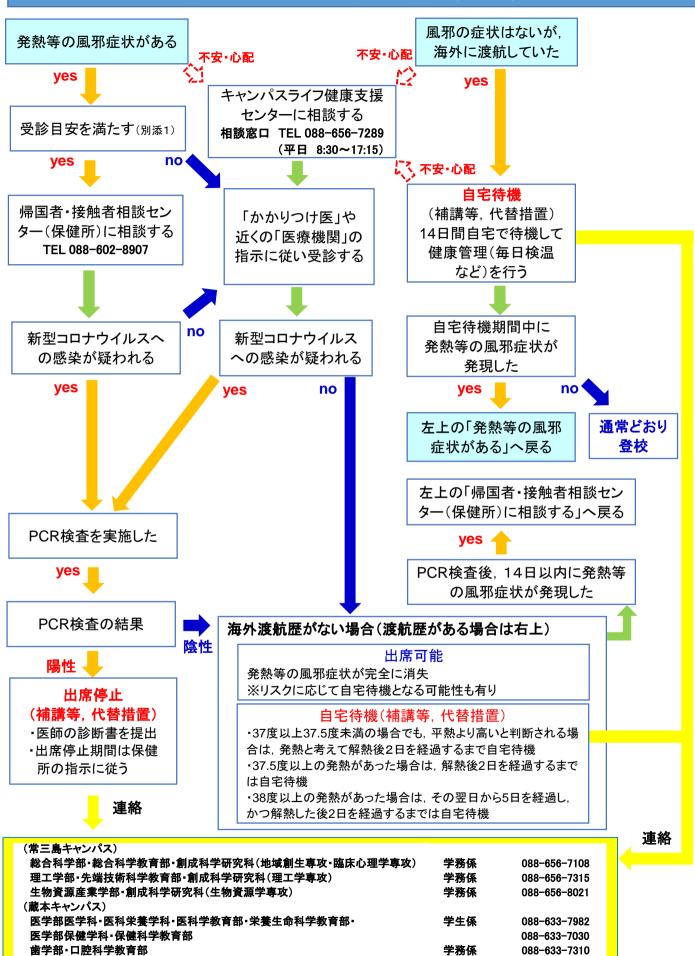
# 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が 4日以上続いている

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます。)

- ※ 次の方は、重症化しやすいため、上の状態が2日以上続く場合に 相談をお願いします。
  - ・高齢者や糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患
- ※ 妊婦の方は、念のため重症化しやすい方と同様に早めの相談を お願いします。
- ※ 小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はありません。

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難) がある

# 新型コロナウイルスに関する措置(学生用)



学務係

088-633-7247

薬学部・薬科学教育部

## 新型コロナウイルス感染症について、相談・受診をする際の目安

- 〈1〉風邪の症状や37・5度以上の発熱が4日以上続く
- 〈2〉強いだるさや息苦しさがある――
- のどちらかに当てはまる場合、 「帰国者・接触者相談センター」 徳島は保健所



- 〈1〉高齢者〈2〉糖尿病、心不全、呼吸器疾患といった基礎疾患がある、人工透析を受けている
- 〈3〉免疫抑制剤や抗がん剤を使っている――

のいずれかに該当する人は重症化しやすいため、相談 ・受診の目安となる症状が2日程度続けば、同センターに電話する

家族が渡航歴有り、またはCOVID-19(PCR検査陽性)時の対応

#### ①家族に帰国者がいた場合

家族に帰国者がいた場合、家族に発熱等の症状を認めた時点から就業制限を実施する。

### ②家族に陽性者がいた場合

家族が無症状:保健所から家族の隔離措置が解除されるまで、 最低14日間の就業制限を実施する。

家族が有症状:保健所から家族の隔離措置が解除され、家族の症状消失後から最低14日間の就業制限を実施する